

○高砂市工事検査事務処理要綱

(趣旨)

第1条 高砂市工事検査規程（昭和55年高砂市訓令第17号。以下「検査規程」という。）に基づく事務処理については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(検査の実施)

第2条 検査員は、工事請負契約書及び設計書、図面、仕様書その他関係書類（以下「設計図書」という。）並びに検査規程に基づき、適正かつ厳正に検査を行い、合格又は不合格を決定しなければならない。

2 検査員は、地下又は水中等外部に表われない工事でその適否を判定しがたいものについては、監督員から工事施行の状況を聴き、記録写真、資料その他関係書類に基づき判定しなければならない。

(設計図書等の送付)

第3条 工事所管部長は、工事検査室長に検査を依頼する工事（この条及び次条において「検査対象工事」という。）については、落札者決定後、速やかに当該工事設計図書を工事検査室長に送付するものとする。

2 工事所管部長は、契約締結の日から10日以内に、検査対象工事の契約書、工事着手届及び工程表の写しを工事検査室長に送付しなければならない。

3 工事所管部長は、検査対象工事の検査事務に必要な書類として、前2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類の写しを工事検査室長へ送付しなければならない。

- (1) 現場代理人等届
- (2) 主任技術者及び監理技術者の経歴書
- (3) 下請負人承認申請書
- (4) 施工計画承認申請書
- (5) 工事完成届
- (6) その他検査のため必要な書類

(設計変更等)

第4条 工事所管部長は、検査対象工事について設計変更、工期延長等がなされたときは、速やかに変更後の設計図書、契約書、工程表等の写しを工事検査室長に送付しなければならない。

(検査依頼)

第5条 工事所管部長は、工事検査室長に検査を依頼しようとするときは、工事の出来高、設計図

書において工事の完成に先立つて引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合における当該部分の工事の完了又は工事の完成を確認した上、検査を受けようとする日の3日前までに検査依頼書（様式第1号）を送付しなければならない。

（検査期日の通知）

第6条 工事検査室長は、前条による検査の依頼を受けたときは、直ちに当該工事を担当する検査員を指名するとともに、検査の実施日時等を検査執行通知書（様式第2号）により、工事所管部長に通知するものとする。

（中間検査の実施）

第7条 中間検査については、工事の施行途上において、工事検査室長が必要と認めるときに随時行うことができるものとする。この場合においては、前条による通知を行わないことがある。

（工事の手直し）

第8条 工事検査室長は、検査の結果、工事に手直しを要すると認めるときは、検査手直し通知書（様式第3号）により工事所管部長に通知しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定に基づく手直し後の検査を依頼する場合について準用する。

3 第6条及び前2項の規定は、工事所管部長から手直し完了の報告を受けた場合について準用する。

（検査調書）

第9条 検査員は、検査が終了したときは、検査の結果について速やかに工事ごとに次の各号に掲げる調書を作成し、市長に提出するとともに、その写しを工事所管部長に送付しなければならない。

（1） 工事出来高・部分完了検査調書（様式第4号）

（2） 工事中間検査調書（様式第5号）

（3） 工事完成検査調書（様式第6号）

（検査台帳）

第10条 検査員は、検査のつどその概要を検査台帳（様式第7号）に記載し、当該工事に係る検査過程を明確にしておかなければならない。

（検査評定）

第11条 検査員は、完成検査を行ったときは、別に定めるところにより工事成績を評定するものとする。

（検査月報等）

第12条 工事検査室長は、毎月10日までに前月中の工事検査実施状況報告書（様式第8号）を作成し、市長に報告しなければならない。

（工事所管部の検査）

第13条 工事所管部長は、検査規程第5条の規定に基づき、検査員を指名するときは、当該工事の監督員を除く職員を充てるものとする。

- 2 第7条及び第8条の規定は、前項の規定により指名を受けた検査員が検査を行う場合について準用する。この場合において、第7条及び第8条中「工事検査室長」とあるのは「工事所管部長」と、「工事所管部長」とあるのは「工事所管課長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（高砂市検査事務処理要綱の廃止）

- 2 高砂市検査事務処理要綱（昭和44年高砂市訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和58年3月15日高砂市訓令第4号）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日高砂市訓令第11号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日高砂市訓令第7号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月6日高砂市訓令第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日高砂市訓令第6号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日高砂市訓令第4号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日高砂市訓令第1号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日高砂市訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。